

# 障害者差別解消に係る合理的配慮セミナー

## 『差別解消法、どうして改正されたの？』

～義務化された合理的配慮ってなに？～

日 時：令和8年2月22日（日）14:00～16:00  
場 所：三木市中央公民館 4階 大ホール  
(三木市本町2丁目2-10)

講 師：(一社)全国手をつなぐ育成会連合会  
常務理事兼事務局長 又村 あおい先生

費 用：無料

定 員：100名

申込〆切：令和8年2月19日（木）

問合せ・申込先：三木市障がい福祉課（増田）

住所 三木市上の丸町10番30号

申込二次元コード

TEL 82-2000 FAX 89-2449

メールアドレス shogaifukushi@city.miki.lg.jp

※必要事項を申込書に記入の上、郵送、メール、FAX、または直接障がい福祉課にてお申込みください。



----- (FAXで送信する場合は切らずにこのまま送ってください) -----

「障害者差別解消に係る合理的配慮セミナー」申込書

お名前	ふりがな	
ご住所	(〒 - )	
連絡先	電話番号	FAX
メール	@	
希望する支援・配慮		